

(平成21年2月25日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認沖縄地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
厚生年金関係	4 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社Y支店における資格取得日に係る記録を昭和47年6月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については、7万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年6月20日から同年9月1日まで

昭和47年5月29日付けで、A社X支店から同社Y支店に辞令交付され、速やかに転勤したが、年金記録を確認したところ、同年6月20日に同社X支店において厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後、同年9月1日に同社Y支店において被保険者資格の再取得となっている。

しかし、入社以来、申立期間も含めて継続的にA社に勤務しているので、当該期間についても、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が提出したA社に係る職員カード及び申立人に係る雇用保険の加入記録から判断すると、申立人が申立期間を含む昭和44年3月5日から平成13年3月31日まで同社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所の昭和47年9月の記録から、7万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 沖縄厚生年金 事案 160

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 1 月 1 日から 48 年 1 月 まで

私は申立期間においてA事業所に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が無いとされた。しかし、当該事業所に勤務していたことは確かなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票などの資料は無い上、雇用保険の加入記録も無い。

また、社会保険事務所の記録によると、A事業所は昭和 43 年 11 月 1 日に医療保険のみ適用事業所となり、その後 4 年程経過して申立期間以降の 48 年 8 月 1 日から厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

さらに、同僚の厚生年金保険の加入記録も昭和 48 年 8 月 1 日以降からであり、2 人の同僚については、A事業所で勤務していながら、国民年金保険料を納付しており、そのうち 1 人は、「私の年金記録に問題は無い。」と証言している。

加えて、社会保険事務所が保管している厚生年金保険被保険者記号番号払出簿によると、申立期間を含む昭和 45 年 1 月から 48 年 2 月までの間の被保険者記号番号の払出し状況を確認したところ、申立人は、申立期間において、被保険者記号番号が払い出されていなかったことが確認できる。

このほか、申立期間の申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 沖縄厚生年金 事案 161

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 3 月 1 日から同年 7 月 1 日まで

私は、昭和 56 年 3 月 1 日から同年 7 月 21 日まで A 社に勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の記録が無いとされた。保険料を控除されていた事実を確認できる書類は無いが、A 社に勤務していたことは確かなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A 社に勤務していた同僚により、「申立期間当時において、申立人が A 社に勤務していた。」とする証言があるものの、申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票などの資料が無いほか、雇用保険の記録も無い。

また、社会保険事務所の保管する医療保険・厚生年金保険被保険者原票の取得・喪失記録と社会保険庁の記録とは一致しており、記録の相違は無い。

さらに、申立期間を含む昭和 55 年 8 月 1 日から 56 年 10 月 1 日までの間に A 社において、厚生年金保険被保険者の資格を取得した 12 名を調査したところ、厚生年金保険被保険者の整理番号は欠番無く連続しており、申立人に係る記録は無い上、申立期間当時の社会保険事務担当者からの聴取においても「A 社の従業員の中には社会保険に加入していない者も多くおり、加入期間にずれがあるとしたら、本人の希望だったと思う。」旨の証言があった。

加えて、A 社は既に解散しており、人事記録等の関連資料も得ることはできない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関係資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 沖縄厚生年金 事案 162

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 5 月から同年 12 月まで

私は、申立期間においてA社に勤務していたが、厚生年金保険の記録が無いとされた。厚生年金保険料の控除の事実が確認できる書類は無いが、勤務していたことは確かなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票などの資料が無く、雇用保険の加入記録も無い。

また、A社が平成 15 年 5 月に全喪した後、これを引き継いで運営しているB社に確認したところ、同社に引き継がれたのは土地及び建物のみであり、申立期間当時の申立人に係る資料は無いとしている。

さらに、社会保険事務所が保管している厚生年金保険被保険者原票により、A社における昭和 42 年の厚生年金保険の資格取得状況を調査したところ、被保険者整理番号は欠番が無く連続しているが、申立人が被保険者資格を取得している形跡は無い。

加えて、申立人は、申立期間において、国民年金に加入し保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関係資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 8 月 30 日から 44 年 6 月 16 日まで  
(県外 A 社)  
② 昭和 62 年 1 月 25 日から同年 4 月 30 日まで  
(B 社)

私は、申立期間①では A 社で勤務しており、申立期間②では B 社で勤務していたが、それぞれの申立期間について厚生年金保険の記録が無いとされた。給与明細書等の資料は残っていないが、それぞれの申立期間について厚生年金保険に加入していたと認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票などの資料は無く、申立人に係る雇用保険の加入記録も無い。

A 社に係る申立期間①について、申立人が主張する同社における爆発事故は、申立人の厚生年金保険の加入記録がある期間中に発生していることから、申立人は同社における勤務期間を錯誤していた可能性が高い。

また、A 社における申立期間①を含む昭和 43 年 8 月から 44 年 4 月までの厚生年金保険被保険者の資格取得状況を調査したところ、整理番号に欠番が無く連続しており、申立人が厚生年金保険被保険者として適用されていた事実が確認できない。

さらに、申立人は申立期間当時の同僚についての記憶が曖昧であり、同僚からの証言は得られない。

B 社に係る申立期間②について、同社で保管している健康保険・厚生年金保険・雇用保険・番号簿により、昭和 61 年 9 月から 62 年 8 月までの厚生年金保険被保険者の名簿を調べたが、申立人の氏名は確認できない。

また、B 社では、「3 か月の試用期間があり、短期間の勤務の場合、厚生年金保険に加入していない者もいる。」としている。

さらに、社会保険事務所が保管するB社における申立期間②を含む昭和61年12月から62年8月までの厚生年金保険被保険者の資格取得状況を調査したところ、整理番号に欠番が無く連続しており、申立人が厚生年金保険被保険者として適用されていた事実が確認できない。

加えて、申立人が挙げる同僚についても、申立人と同様に、B社における厚生年金保険被保険者として確認できない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。